

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 2 2 号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

住居手当の支給に関する規則（昭和 4 9 年鳥取市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「条例第 7 条に規定する扶養親族で条例第 8 条第 1 項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第 7 条第 2 項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第 4 条中「引き続き条例の適用を受ける職員となった者」の次に「又は新たに給料表の適用を受ける職員となった者」を加え、「1 2, 0 0 0 円」を「1 6, 0 0 0 円」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、住居手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が鳥取市の休日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第 2 号）第 1 条に規定する鳥取市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い鳥取市の休日でない日を含む。）に引き続き条例に定める給料表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、条例第 8 条の 2 第

1 項の職員たる要件を具備している職員に限る。) が当該離職のみを理由として、条例第 8 条の 2 第 1 項の職員たる要件を欠くに至る場合には、任命権者において居住の実情を認定することができるものとして、同項の規定による届け出を要しない。

第 6 条第 1 項に後段として次のように加える。

前条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。